

2023年11月10日

各位

会社名 株式会社スペースシャワーネットワーク

代表者 代表取締役社長 林 吉人

(コード番号 4838 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役 案納 俊昭

(TEL 03 - 3585 - 3242)

会社名株式会社SKIYAKI

代表者 代表取締役社長 小久保 知洋

(コード番号 3995 東証グロース市場)

問合せ先 取締役 酒井 真也

(TEL 03-5428-8378)

株式会社スペースシャワーネットワークと株式会社SKIYAKIとの 経営統合契約及び株式交換契約の締結、

並びに株式会社スペースシャワーネットワークの吸収分割による持株会社体制への移行、 商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ

株式会社スペースシャワーネットワーク(以下「スペースシャワー」といいます。)と株式会社SKIYAKI(以下「SKIYAKI」といい、スペースシャワーとSKIYAKIを総称して「両社」といいます。)は、本日開催の両社の取締役会において、両社対等の精神のもとにスペースシャワーにおける持株会社体制への移行を伴う経営統合(以下「本経営統合」といい、本経営統合後の両社グループを「統合会社」といいます。)を行うことをそれぞれ決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

まず、両社は、かかる取締役会決議に基づき、本日付で、スペースシャワーを株式交換完全親会社、SKIYAKIを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)に係る株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)及び本経営統合に係る経営統合契約(以下「本経営統合契約」といいます。)を締結いたしました。本株式交換については、両社それぞれにおいて、2024年1月26日(予定)に開催予定の臨時株主総会にて本株式交換契約の承認を受けた上で、2024年4月1日(以下「本効力発生日」といいます。)を効力発生日として行うことを予定しております。これにより、SKIYAKIの普通株式は、本効力発生日に先立つ2024年3月28日付で、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場において、上場廃止(最終売買日は2024年3月27日)となる予定です。

また、スペースシャワーは、本経営統合を目的として、本日開催の取締役会において、本株式交換の効力が発生していることを条件として、スペースシャワーの完全子会社として設立予定の株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社(本効力発生日(予定)に、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生していることを条件として、その商号を「株式会社スペースシャワーネットワーク」に変更する予定です。以下「分割準備会社」といいます。)との間で、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除くスペースシャワーの営む一切の事業(以下「本承継事業」といいます。)に関する権利義務を、分割準備会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施することを決議いたしました。スペースシャワーは、2023年12月22日(予定)に、分割準備会社との間で、本吸収分割に係る吸収分割契約(以下「本吸収分割で、本吸収分割に係る吸収分割契約(以下「本吸収分割を

収分割契約」といいます。)を締結することを予定しており、本吸収分割の内容につきましては、本吸収分割 契約の締結が決定され次第速やかにお知らせいたします。

さらに、スペースシャワーは、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生していることを条件として、①その商号を「スペースシャワーSKIYAKI ホールディングス株式会社」に変更すること、事業目的を持株会社に合致した目的に変更すること及び監査等委員会設置会社へ移行することを含む定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)に係る議案、並びに②本経営統合後の役員の選任議案を、2024年1月26日(予定)に開催予定の臨時株主総会に付議することを予定しております。これに伴い、スペースシャワーにおいては、本効力発生日付での代表取締役の異動が内定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

本吸収分割及び本定款変更については、2024年1月26日(予定)に開催予定のスペースシャワーの臨時株主総会にて本吸収分割契約及び本定款変更の承認を受けた上で、本効力発生日を効力発生日として行うことを予定しております。なお、本吸収分割は、スペースシャワーの完全子会社となる分割準備会社との間で実施するものであることから、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

I 本経営統合について

1. 本経営統合の背景・目的

スペースシャワーは「Empower artists & Enrich fan experience」をミッションに掲げ、ユーザーへのコンテンツの提供とアーティストへのソリューションの提供を行っております。1989 年 12 月に音楽専門チャンネル「スペースシャワーTV」を開局して以来、様々な番組コンテンツを視聴者に提供しております。また、「スペースシャワーTV」を運営する中で培ったアーティストやレーベル等、音楽業界での関係性を活かし、ミュージックビデオやライブ等の映像制作やライブ・イベントの企画・制作、ライブハウスの運営、EC/MD(注1)事業等の周辺領域に事業を拡張しております。さらに、M&A によりアーティストマネジメントや、レーベル、ディストリビューション、ファンクラブ、エンタテインメントカフェなどの事業を獲得したことで、多様な機能を備えた総合エンタテインメント企業となっております。

一方で、SKIYAKIは「"Fan Tech (注2)"分野で新たなマーケットを創造し世の中に価値を提供する」とのビジョンの実現を目指し、「創造革命で世界中の人々を幸せに」というミッションを掲げ、アーティストとファンを繋ぐWebプラットフォームサービスである「Bitfan」及び「Bitfan Pro」の提供を行っております。また、プラットフォームを通じて、アーティスト及びクリエイターに対して、ファンクラブやEC/MD、オンラインチケットサービスなどのソリューションを、グループ会社ではライブ制作やファン旅行の企画などのソリューションの提供を行っております。「Bitfan」及び「Bitfan Pro」は多数の有名クリエイターが利用する国内大手のプラットフォームとして、有料会員100万人以上の実績を有しております。

- (注1)「MD」とは、マーチャンダイジングの略であり、商品の開発や仕入から販売までのプロセスの 企画とそれらの実行のことを指します。
- (注2)「"Fan Tech"」とは、"Fan×Technology"の略であり、SKIYAKIでは"Fan×Technology"を「ファンのためになるサービスをテクノロジーによって実現し、新しいマーケットを創造する取り組み」と定義しております。

スペースシャワーとSKIYAKIが事業を展開するエンタテインメント市場は、近年大きく変化しております。

音楽コンテンツ市場においては、各種サービスのデジタルシフトが急速に進み、サブスクリプションの音楽・動画配信が普及・定着しており、国内の音楽配信市場は、2023 年上半期($1\sim6$ 月)累計では、前年同期比 113%の 572 億円となり、2020 年第 4 四半期以降、二桁成長を続けており、中でもストリーミン

グは音楽配信市場全体の90.3%とシェアを拡大しています(注3)。

ライブ・イベント市場においては、COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)が5類感染症に移行されたことに伴い、興行における集客が回復しつつあり、今後、新たなイベントやフェスの立ち上げが相次ぐことが想定されます。2022年のライブ・イベント市場の売上高は3,984億円に達し、コロナ禍前の2019年の売上高3,665億円を超える状況にあります(注4)。

また、近年、SNSや音楽・映像配信をはじめとする各種プラットフォームの普及によって、誰もがいつでもグローバルに情報発信し、コンテンツや商品を販売することが可能な世の中へと変化しており、全ての人々がクリエイターとなりうる「クリエイターエコノミー」という新たな経済圏が勃興しております。今後更に個人へのパワーシフトが進み、「クリエイターエコノミー市場」は、益々拡大していくことが予想されています。

この様な状況下において、両社は 2022 年8月初頭からエンタテインメント領域における協業の可能性について協議を重ねてまいりました。両社は、多彩なソリューションの提供により、才能あるアーティスト及びクリエイターの持続的な創作活動を支えるとともに、ファンへの新たなコンテンツと感動を提供するという、共通したビジョンを有しております。協議を重ねていく中で、ビジョンや成長戦略が一致することに加え、両社の競争優位性(強み)と経営課題(弱み)が相互補完関係にあることを認識し、経営統合を行うことで、これまで以上に有益なサービスや、魅力的なコンテンツの提供を実現できると判断するに至りました。以上の認識のもとで、本経営統合により、両社はコンテンツとテクノロジーをかけあわせた、これまでにない新しいエンタテインメントカンパニーとして、持続的な発展を実現してまいります。

- (注3) 一般社団法人日本レコード協会 2023 年8月30日付「音楽配信売上 四半期数値」参照
- (注4) 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会「年別基礎調査報告書 2019年」及び「年別基礎調査報告書 2022年」参照

2. 統合会社のミッション及び目指す姿

(1) 統合会社のミッション

EMPOWER ARTISTS & CREATORS, ENRICH FAN EXPERIENCE

我々が住むこの社会を持続可能なものにするために、文化や価値観の多様性を育むことが求められています。

音楽をはじめとしたエンタテインメント業界で活動する当社グループは、さまざまなバックグラウンドを持つアーティストやクリエイターたちと共に、豊穣な文脈をもった良質なコンテンツを提供し、ユーザーの心に感動を生み出すことで、人々の内面世界に彩りを与え、文化・芸術、そして社会の多様性の実現に貢献してまいります。

また、個人へのパワーシフトが進む社会の変化に対応して、幅広いジャンルで活躍するアーティストやクリエイターたちが、豊かにそして長くその活動を続けられるように、利便性の高いソリューションを360°で提供し、表現活動をする人たちの裾野を広げ、その価値を高めていくことが我々の社会的使命だと考えています。

(2) 統合会社の目指す姿

AIをはじめとするテクノロジーの急速な進化によって、エンタテインメント業界では、ビジネスのあり方が今後加速度的に変化していくことが予想され、これまで以上に、テクノロジーとの真摯な向き合いが必要不可欠なものとなってきています。

このような激変する業界環境において、両社は、本経営統合によって、「コンテンツ」と「テクノロジー」を有する数少ない企業体を形成することで、新しいビジネスの地平を切り拓き、エンタテインメント業界の変化を先取りする企業体を目指してまいります。

3. 本経営統合の相乗効果

両社は、日本のエンタテインメント業界が持続的に成長していくために、従来の業界慣習のデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」といいます。)を推進し、グローバルに通用するアーティスト及びクリエイターを育成・支援するデジタルプラットフォームを確立する必要があるとの共通の課題認識を持っております。

また、スペースシャワーが有するコンテンツ制作能力とSKIYAKIが有するプラットフォームサービス及びシステム開発の技術力を組み合わせることで上記課題を解決し、アーティスト及びクリエイターのUX(注5)を向上するエコシステムが構築できると考えております。

両社は、ステークホルダーの皆様へのより一層の価値提供とエンタテイメント業界の発展のために、以下の取り組みを推進してまいります。

(1) 両社の顧客への統合的なソリューションの提供

音楽領域で強固なネットワークを持つスペースシャワーと、音楽、演劇、スポーツなど幅広なジャンルの顧客基盤を有するSKIYAKIが、両社の顧客に対して、フィジカル領域におけるイベント・映像などのコンテンツ制作からデジタル領域における「Bitfan」を中核としたWebプラットフォームの提供まで、統合的にワンストップで提供を行うことで、アーティスト及びクリエイターの収益最大化に繋がる360°でのビジネス支援を実現します。

(2) 新たなコンテンツ I P とソリューションの創造

スペースシャワーが得意とする音楽領域でのコンテンツIP(注6)の創造に加え、SKIYAKIが得意とする音楽ジャンル以外の領域において、新規コンテンツIPを創造することでエンタテインメント業界における新たな価値創出を企図するとともに、国内のみならず、グローバルに通用するコンテンツIPへ育成する仕組みづくりを目指します。

スペースシャワーが有するディストリビューションサービスとSKIYAKIの「Bitfan」を中核としたファンプラットフォームを融合し、アーティスト及びクリエイターのグローバルな経済活動を可能とする、ディストリビューション×ファンクラブをコンセプトとした新たなサービス開発に着手します。

(3) DX化の推進

スペースシャワーが企画制作する音楽イベントや店舗運営を行うエンタテインメントカフェ等に、S KIYAKIのシステム開発における技術力を融合させ、DX化を推進させることで、エンドユーザー のUX向上を図るとともに、コンテンツIPの価値向上、事業拡大に繋げていきます。

(4)経営基盤の強化

企業の競争力の源泉である、人材(財)の活用・強化、パートナー・ネットワークの活用、財務基盤 強化といった、両社が有する経営資源・ノウハウを結集し、経営の効率化を推進し、持続的成長を支え る強靭な経営基盤の構築を図ります。

- (注5) 「UX」とは、User Experience の略称で、ユーザーが商品やサービスを通じて得られる体験や、サービスの使いやすさなどの品質に関することを指します。
- (注6) 「IP」とは、Intellectual Propertyの略称で、知的財産のことを指します。

4. 本経営統合の概要

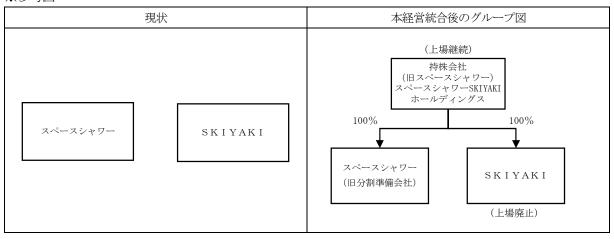
本経営統合は、①スペースシャワーを株式交換完全親会社とし、SKIYAKIを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、スペースシャワーが、SKIYAKI普通株式を保有する株主から

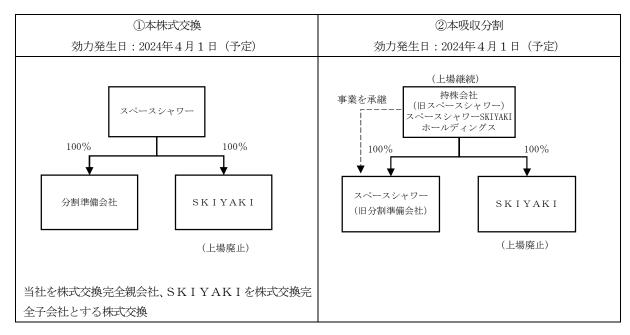
その保有する全てのSKIYAKI普通株式を取得し、SKIYAKIはスペースシャワーの完全子会社となり、②スペースシャワーが、分割準備会社との間で本吸収分割を行うことにより、スペースシャワーの事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を行う持株会社となることにより行います。

本経営統合に伴い、スペースシャワーは商号を「スペースシャワーSKIYAKI ホールディングス株式会社」に変更し、分割準備会社は商号を「株式会社スペースシャワーネットワーク」に変更します。

なお、スペースシャワーは商号を「スペースシャワーSKIYAKI ホールディングス株式会社」に変更した後も、スペースシャワーの現在の証券コード(4838)で東京証券取引所スタンダード市場に上場を継続する予定です。また、SKIYAKI普通株式は、本株式交換により、本効力発生日である 2024 年 4 月 1 日 (予定)に先立つ 2024 年 3 月 28 日付で、東京証券取引所グロース市場において上場廃止(最終売買日は 2024 年 3 月 27 日)となる予定です。

※参考図





- Ⅱ 本株式交換について
- 1. 本株式交換の要旨
- (1) 本株式交換の日程

本経営統合契約及び本株式交換契約承認取締役会決議日(両社)	2023年11月10日(本日)
本経営統合契約及び本株式交換契約締結日(両社)	2023年11月10日(本日)
臨時株主総会基準日公告日(両社)	2023年11月15日(予定)
臨時株主総会基準日(両社)	2023年11月30日(予定)
臨時株主総会決議予定日(両社)	2024年1月26日(予定)
最終売買日(SKIYAKI)	2024年3月27日 (予定)
上場廃止日(SKIYAKI)	2024年3月28日 (予定)
本株式交換の効力発生日(両社)	2024年4月1日 (予定)

⁽注) 上記日程は、現時点における予定であり、今後、本経営統合の手続進行上の必要性その他の事由により変更する ことがあります。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、スペースシャワーを株式交換完全親会社とし、SKIYAKIを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、両社それぞれにおいて、2024年1月26日開催予定の臨時株主総会で承認を受けた上で、2024年4月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	スペースシャワー	SKIYAKI
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式交換比率	1	0.76
本株式交換により交付する株式数	スペースシャワー普	通株式:8,190,871株

(注1) 株式の割当比率

SKIYAKI普通株式1株に対して、スペースシャワー普通株式0.76株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率(以下「本株式交換比率」といいます。)に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

スペースシャワー普通株式 8, 190, 871 株 (予定)

上記の普通株式数は、2023 年1月31日時点におけるSKIYAKI普通株式の発行済株式総数 (10,785,500株) から同日時点におけるSKIYAKIの所有する自己株式数 (8,038株) を控除した株式数 (10,777,462株) に基づいて算出しております。スペースシャワーは、本株式交換に際して、スペースシャワーがSKIYAKIの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のSKIYAKIの株主の皆様に対して、その保有するSKIYAKI普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のスペースシャワー普通株式を割当交付する予定です。また、交付する株式については新株式の発行により対応する予定です。なお、SKIYAKIは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式(本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時をもって消却する予定であり、SKIYAKIが基準時までに保有することとなる自己株式数等により、スペースシャワーの交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。また、SKIYAKIが発行している本各新株予約権(下記(4)で定義いたします。)が行使された場合には、当該各新株予約権の目的となるSKIYAKI普通株式を含みます。(注3)単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元(100株)未満のスペースシャワー普通株式の割当を受けるSKIYAKIの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるSKIYAKIの株主の皆様はスペースシャワーの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、スペースシャワーに対し、保有することとなるスペースシャワーの 単元未満株式の買取りを請求することができます。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、スペースシャワー普通株式1株に満たない端数の割当を受けることとなるSKIYAKI の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、スペースシャワーが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

SKIYAKIが発行している各新株予約権(第4回新株予約権(A)、第5回新株予約権(A)、第5回新株予約権(A)(第2次)、第5回新株予約権(B)(第3次)、第6回新株予約権(A)、第6回新株予約権(B)。以下、「本各新株予約権」といいます。)については、いずれも本効力発生日までに全て行使される予定です。

なお、SKIYAKIは新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本株式交換に伴う剰余金の配当に関する取扱い

スペースシャワーは、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 10 円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、S K I Y A K I は、2024 年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 5 円を限度として剰余金の配当を行うことができること、並びに、これらを除き、両社は、本経営統合契約締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない旨を合意しております。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

スペースシャワー及びSKIYAKIは、上記1.「(3)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、スペースシャワーは、トラスティーズFAS株式会社(以下「トラスティーズ」といいます。)を、SKIYAKIは、山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。)を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

スペースシャワーにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるトラスティーズから2023年11月9日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、スペースシャワーの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

SKIYAKIにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから2023年11月9日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所(以下「北浜法律事務所」といいます。)からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、SKIYAKIの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

上記のほか、両社はそれぞれ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について、慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、本日開催の両社の取締役会により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

スペースシャワーの第三者算定機関であるトラスティーズ及びSKIYAKIの第三者算定機関である山田コンサルは、いずれも、スペースシャワー及びSKIYAKIから独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

トラスティーズは、本株式交換比率について、スペースシャワー及びSKIYAKIの普通株式がともに金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用してそれぞれ算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、SKIYAKI普通株式1株に対して割り当てるスペースシャワー普通株式の数の算定レンジを記載したものです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.697~0.834
DCF法	0. 433~0. 771

なお、市場株価法においては、両社ともに 2023 年 11 月 9 日を算定基準日として、スペースシャワーについて、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び6 ヶ月間までの期間における取引日の株価終値単純平均に基づき、また、SKIYAKIについて、東京証券取引所グロース市場における算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び6 ヶ月間までの期間における取引日の株価終値単純平均に基づき算定いたしました。

トラスティーズは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、トラスティーズは、両社及びその関係会社の信用力についての評価も行っておりません。トラスティーズの本株式交換比率の算定は、2023年11月9日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、スペースシャワーの財務予測その他将来に関する情報については、スペースシャワーの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、SKIYAKIの財務予測その他将来に関する情報については、SKIYAKIの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成され、スペースシャワーの経営陣により可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成され、スペースシャワー及びSKIYAKIの財務状況が推移することを前提としております。また、トラスティーズの算定は、スペースシャワーの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、トラスティーズが算定の際に前提としたスペースシャワー及びSKIYAKIの財務予測には、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。また、トラスティーズがDCF法による分析の基礎としたスペースシャワー及びSKIYAKIの財務予測は、両社のスタンド・アローンベースであり、本経営統合による影響を加味したものではありません。

山田コンサルは、スペースシャワー及びSKIYAKIの両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法(ディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法)による算定を行いました。 各手法における算定結果は以下のとおりです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.66~0.84
DCF法	0.58~0.85

市場株価法においては、両社ともに 2023 年 11 月 9 日を算定基準日として、スペースシャワーについて、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。 S K I Y A K I について、東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が第三者算定機関に算定目的で使用することを了承した、スペースシャワー及びSKIYAKIの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公表された情報等の諸要素を前提としております。

なお、山田コンサルがDCF法の評価の基礎とした、スペースシャワー及びSKIYAKIの財務 予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積 もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

山田コンサルは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測(事業計画その他の情報を含みます。)に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は2023年11月9日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、本効力発生日である 2024 年 4 月 1 日 (予定) をもって、SKIYAKIはスペースシャワーの完全子会社となり、SKIYAKI普通株式は東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に従い 2024 年 3 月 28 日付で上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、SKIYAKI普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりSKIYAKIの株主の皆様に割当てられるスペースシャワー普通株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本効力発生日以後も、金融商品取引市場での取引が可能です。

したがって、本株式交換によりスペースシャワー普通株式の単元株式数である 100 株以上のスペースシャワー普通株式の割当てを受けるSKIYAKIの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、スペースシャワー普通株式の流動性を提供できるも

のと考えております。

他方、100 株未満のスペースシャワー普通株式の割当てを受けるSKIYAKIの株主の皆様においては、本株式交換によりスペースシャワーの単元未満株式となります。単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、該当する株主の皆様のご希望により、スペースシャワーにおける単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については上記1.(3)(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。また本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における取り扱いの詳細については、上記1.(3)(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、SKIYAKIの株主の皆様は最終売買日である2024年3月27日(予定)までは、東京証券取引所グロース市場において、その保有するSKIYAKI普通株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他の関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換において上場会社であるSKIYAKIがスペースシャワーの株式交換完全子会社となることから、スペースシャワー及びSKIYAKIは、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

スペースシャワーは、第三者算定機関としてトラスティーズを選定し、本株式交換比率の合意の基礎とすべく 2023 年 11 月 9 日付で本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。一方、SKIYAKIは第三者算定機関として山田コンサルを選定し、本株式交換比率の合意の基礎とすべく 2023 年 11 月 9 日付で本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。

算定報告書の概要については、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照下さい。なお、スペースシャワー及びSKIYAKIは本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

スペースシャワーは、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。一方、SKIYAKIは、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、シティユーワ法律事務所及び北浜法律事務所は、スペースシャワー及びSKIYAKIから独立しており、スペースシャワー及びSKIYAKIとの間に重要な利害関係を有しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、スペースシャワーとSKIYAKIの間には、資本・人的・取引関係に該当 事項はなく関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあた って両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「(4)公正性を担保するための措置」のほか、特 段の措置は講じておりません。

3. 本株式交換の当事会社の概要

(1) 名称	株式会社スペースシャワーネット ワーク 株式会社SKIYAKI		
(2) 所在地	東京都港区六本木三丁目16番35号	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番 6 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林 吉人	代表取締役社長 小久保 知洋	
(4) 事業内容	メディア事業 ライブ・コンテンツ事業 ソリューション事業	プラットフォーム事業	
(5) 資本金	100,000千円 (2023年3月31日現在)	593, 289千円 (2023年1月31日現在)	
(6) 設立年月日	1994年10月14日	2003年8月13日	
(7)発行済株式数	8,811,354株 (2023年3月31日現在)	10, 785, 500株 (2023年1月31日現在)	
(8) 決算期	3月31日	1月31日	
(9) 従業員数	241名 (2023年3月31日現在)	99名 (2023年1月31日現在)	
(10)主要取引先	スカパーJSAT株式会社 JCOM株式会社 株式会社ディスクガレージ 株式会社電通 株式会社博報堂DYメディアパート ナーズ KDDI株式会社 タワーレコード株式会社	株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 GMOペイメントゲートウェイ株式会 社 株式会社DGフィナンシャルテクノ ロジー	
(11)主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行 三菱UFJ銀行、三井住友銀行		
(12)大株主及び特株比率	伊藤忠商事株式会社 19.73% 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 19.73% KDDI株式会社 17.93% 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ 1.91% 大西 浩太 1.43% 株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント 1.41% 大野木 弘 1.24% 丸林 耕太郎 1.00% 株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ 0.95% キングレコード株式会社 0.95%	カルチュア・コンビニエンス・クラ ブ株式会社 33.91% 株式会社Ararik 9.02% 宮瀬 卓也 4.71% 本多 智洋 2.63% 川端 修三 2.13% 西村 裕二 1.71% 株式会社SBI証券 1.67% 日名 耕太 1.25% 那須 淳 0.93% 豊田 洋輔 0.88%	
(13) 当事会社間の関係	(2023年3月31日現在)		
資本関係	該当事項はありません。		
具个因际	1957年で見らめりりません。		

人的関係		該当事項はありません。			
			スペースシャワーの100%子会社であるコネクトプラス株式会社とSK		
取引関係			IYAKIとの間で、ファンクラブサイトのシステム利用に関する取引		
	関係があります。				
関連当事者	関連当事者への該当状況 該当事項はありません。				
(14) 最近3年	年間の財政	文状態及	び経営成績(連結)		
 株式会 	社スページ	スシャワ	フーネットワーク		
決	算	期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
純	資	産	4,092,666 千円	3,361,085 千円	3,691,772 千円
総	資	産	7, 159, 093 千円	7, 264, 907 千円	7,804,630 千円
1 株 当 7	たり 純	資 産	359.47 円	403.83 円	441.52 円
売	上	高	11,763,964 千円	13,864,433 千円	15,381,132 千円
営 業	利	益	▲453,176 千円	▲135 千円	153,447 千円
経 常	利	益	▲202,028 千円	551,517 千円	563,763 千円
親会社株主	こに帰属す	する当	▲210,815 千円	573,604 千円	348, 260 千円
期 純	利	益	A 210, 010 1	373,004 [[]	340, 200 1
1株当た	1株当たり当期純利益		▲18.61 円	51.77 円	41.71 円
1 株 当 7	1株当たり配当金		10.00 円	10.00 円	10.00 円
② 株式会	社SKI	YAKI	[
決	算	期	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
純	資	産	985,911 千円	1,161,832 千円	1,228,505 千円
総	資	産	3,995,583 千円	3,669,416 千円	4, 100, 129 千円
1 株 当 7	とり 純	資 産	91.22 円	107.44 円	113.06 円
売	上	高	4,922,753 千円	2,348,848 千円	2, 454, 493 千円
営 業	利	益	129,458 千円	97,025 千円	225, 295 千円
経 常	利	益	72,935 千円	94,575 千円	236, 227 千円
親会社株主	こに帰属す	する当	▲22,999 千円	121,972 千円	54,597 千円
期純	利	益	— 22, 000 111	121,012 1	01,001 1
1株当た	り当期純	植利益	▲2.15 円	11.36 円	5.07 円
1 株 当 7	たり 配	当 金	_		_

4. 本株式交換後の状況

本株式交換後の株式交換完全親会社の状況につきましては、下記VI「1. 本経営統合後のスペースシャワーの状況 (予定)」をご参照ください。

5. 会計処理の概要

本株式交換に関する会計処理については、企業結合に関する会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法が適用されることが見込まれております。パーチェス法の適用に伴い、株式交換完全親会社の連結決算においてのれん(又は負ののれん)が発生する見込みですが、金額に関しては現時点では確定しておりません。

6. 今後の見通し

下記VI「2. 今後の見通し」をご参照ください。

Ⅲ 本吸収分割について

1. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会決議日(スペースシャワー)	2023年11月10日(本日)
臨時株主総会基準日公告日 (スペースシャワー)	2023年11月15日(予定)
臨時株主総会基準日 (スペースシャワー)	2023年11月30日(予定)
分割準備会社設立 (スペースシャワー)	2023年12月1日 (予定)
本吸収分割契約締結日(スペースシャワー及び分割準備会	2023年12月22日(予定)
社)	
臨時株主総会決議予定日(スペースシャワー)	2024年1月26日 (予定)
本吸収分割の効力発生日(スペースシャワー及び分割準備会	2024年4月1日 (予定)
社)	2024中4月1日(广炬)

(注) 上記日程は、現時点における予定であり、今後、本経営統合の手続進行上の必要性その他の事由により変更することがあります。

(2) 本吸収分割の方式

本吸収分割は、スペースシャワーを吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。本吸収分割は、2024年1月26日開催予定のスペースシャワーの臨時株主総会による本吸収分割契約の承認を受けたうえで、2024年4月1日を効力発生日として行うことを予定しております。なお、本吸収分割の効力発生は、本株式交換の効力発生を条件としております。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際し、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

- (4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はございません。
- (5) 本吸収分割により増減する資本金の額 該当事項はございません。

(6) 吸収分割承継会社が承継する権利義務

分割準備会社がスペースシャワーから承継する権利義務は、本承継事業に関して有する資産、債務、 契約その他の権利義務(契約上の地位を含みます。)のうち、本吸収分割契約に規定されるものといたし ます。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割において、本効力発生日以降のスペースシャワー及び分割準備会社が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題ないと判断しております。

2. 本吸収分割の当事会社の概要

本吸収分割の当事会社であるスペースシャワーの概要については、上記 II 「3. 本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

本吸収分割の当事会社である分割準備会社の概要については、以下のとおりです。

(1) 名称	株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社
(2) 所在地	東京都港区六本木三丁目16番35号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林 吉人
(4) 事業内容	メディア事業、ライブ・コンテンツ事業、ソリューション事業
(5) 資本金	1 百万円
(6) 設立年月日	現時点では確定しておりません。
(7) 発行済株式数	10株 (予定)
(8) 決算期	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社スペースシャワーネットワーク 100%

- (注1) 分割準備会社は、2024年4月1日付で本株式交換及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、その商号を「株式会社スペースシャワーネットワーク」に変更する予定です。
- (注2) 分割準備会社は、2023年12月1日に設立予定であるため、上記概要は現時点での予定であり、また、直前事業 年度に係る経営成績が存在しないため、直前事業年度の財政状況及び経営成績は記載していません。

3. 分割する事業の概要

スペースシャワーのグループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継する予定ですが、現時点で詳細は確定しておりません。詳細については、本吸収分割契約締結時までに決定します。

4. 本吸収分割後の状況

本吸収分割後の承継会社である分割承継会社の概要は以下のとおりです。なお、本吸収分割後の分割会社であるスペースシャワーの概要については、下記VI「1. 本経営統合後のスペースシャワーの状況(予定)」をご参照ください。

(1) 名称	株式会社スペースシャワーネットワーク
(2) 本店所在地	東京都港区六本木三丁目16番35号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林 吉人
(4) 事業内容	メディア事業、ライブ・コンテンツ事業、ソリューション事業
(5) 資本金	現時点では確定しておりません。
(6) 決算期	3月31日

(注)分割準備会社は、2024年4月1日(予定)に、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、その商号を「株式会社スペースシャワーネットワーク」に変更する予定です。

5. 会計処理の概要

本吸収分割は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引に該当し、のれん(又は負ののれん)は発生しない見込みです。

6. 今後の見通し

吸収分割承継会社である分割準備会社は、当社の完全子会社であるため、本吸収分割が吸収分割会社である当社の連結業績に与える影響は軽微です。なお、本経営統合に係る当社の今後の見通しについては、下記VI「2.今後の見通し」をご参照ください。

IV 商号変更その他の定款の一部変更について

1. 定款変更の理由

スペースシャワーは、本日開催の取締役会において、本経営統合に際し、持株会社体制及び監査等委員会設置会社への移行を目的として、2024年1月26日開催予定のスペースシャワーの臨時株主総会で承認を受けた上で、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、本効力発生日付でスペースシャワーの商号を「スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社」に変更すること、事業目的を持株会社に合致した目的に変更すること及び監査等委員会設置会社へ移行するために必要な定款の規定を新設又は削除すること等を決議いたしました。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙1のとおりです。

3. 定款変更の日程

本定款変更を付議する臨時株主総会開催日 2024年1月26日 (予定) 本定款変更の効力発生日 2024年4月1日 (予定)

V 代表取締役の異動について

1. 異動の理由

スペースシャワーは、SKIYAKIとの対等な精神に基づいて本経営統合を実現する観点から、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、代表取締役を1名追加し、2名体制とすることを内定いたしました。

2. 新任代表取締役の氏名及び役職名

(新任) 氏 名 : 小久保 知洋 (コクボ トモヒロ)

新役職名 : 代表取締役共同社長

3. 新任代表取締役の略歴

0: 粉压(数块桶及少帽			
氏名 (生年月日)		略歴	所有株式数
小久保 知洋	1997年4月	富士写真フイルム株式会社(現富士フイル	20,899株
(1974年6月27日)		ムホールディングス株式会社) 入社	
	2001年2月	光画印刷株式会社 入社	
	2002年11月	株式会社オン・ザ・エッヂ 入社	
	2007年4月	株式会社ライブドア 執行役員就任	
	2012年1月	NHN JAPAN株式会社 入社	
	2012年6月	株式会社Cerendip 代表取締役就任	
	2013年12月	株式会社Diverse 取締役就任	
	2019年4月	SKIYAKI技術開発室(現開発部)	
		担当取締役就任(現任)	
	2020年12月	SKIYAKI代表取締役社長就任(現	
		任)	

(注) 小久保氏は、2023年11月10日現在、SKIYAKI普通株式40,000株を保有しておりますが、このうち譲渡制限付株式報酬であって本株式交換の効力発生日の前営業日に譲渡制限の解除されていない株式は、当該株式の割当契約の定めに従いSKIYAKIが無償で取得いたしますので、本株式交換の効力発生によって、本株式交換比率に従いスペースシャワー普通株式20,899株を所有することとなる予定です。

VI 本経営統合後の状況

1. 本経営統合後のスペースシャワーの状況 (予定)

(1) 名称	スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社	
(2) 本店所在地	東京都港区六本木三丁目16番35号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役共同社長 林 吉人	
	代表取締役共同社長 小久保 知洋	
(4) 事業内容	グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業	
(5) 資本金	現時点では確定しておりません。	
(6) 決算期	3月31日	
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。	
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。	

- (注1) スペースシャワーは、2024年4月1日 (予定) に、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生することを条件 として、その商号を「スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社」に変更する予定です。
- (注 2) 本経営統合後のスペースシャワー(スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社)の役員数は10名を予定しており、10名中6名はスペースシャワー、SKIYAKIから各3名の常勤取締役を選出する予定です。

2. 今後の見通し

本経営統合後の業績見通し等につきましては、明らかになり次第、お知らせいたします。なお、統合会社の業績見通し等を含む中期経営計画につきましては、今後両社で検討し、確定次第お知らせいたします。

以 上

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条(商 号)	第1条(商 号)
当会社は、株式会社スペースシャワーネットワー	当会社は、スペースシャワー <u>SKIYAKI ホールディ</u>
クと称し、英文ではSPACE SHOWER NETWORKS INC.	ングス株式会社と称し、英文では、SPACE SHOWER
と表示する。	SKIYAKI HOLDINGS INC.と表示する。
第2条(目 的)	第2条(目 的)
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営む会社(外国会社を含
	む。)、組合(外国における組合に相当するものを
	含む。) 及びこれに相当する事業を営む会社の株
	式を保有することにより、当該会社の事業活動を
	支配、管理並びにそれに付帯する業務を行うこと
	を目的とする。
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 通信衛星又は地上回線を用いた映像コンテン	2. 映像・音声のソフトウェア(フィルム、ディ
ツソフトの配給及び販売	スク及びテープ)の企画、制作、製造、販売、賃
	貸、輸出入及び卸業務並びに放送、上映、配給並
	びにこれらの仲介、代理
3. ~ 4. (条文省略)	3. ~4. (現行どおり)
5. 書籍、雑誌、その他の出版物の企画、編集及	5. 書籍、雑誌、 <u>電子出版物等の企画、編集、制</u>
び販売	作、出版及び販売
6. ~11. (条文省略)	6.~11. (現行どおり)
11. 芸能プロダクションの経営	11. 芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、ス
	ポーツ等のインストラクター、音声・映像技術者
	<u>の育成及びマネージメント並びに</u> 芸能プロダク
	ションの経営
12. コンサート等の各種イベントの企画、制作	12. 映画、音楽、美術、情報及びスポーツその
及び運営	他のイベントの企画、制作、運営並びにその販売
13. ライブハウス、劇場、飲食店等の経営	13. <u>ディスコ・</u> ライブハウス、劇場、飲食店等
	の経営及び経営コンサルタント業務
14. ~17. (条文省略)	14. ~17. (現行どおり)
18. 労働者派遣事業	18. 労働者派遣事業及び労働者紹介事業
19. (条文省略)	19. (現行どおり)
(新設)	20.パソコン及び移動体端末向けインターネッ
	トを利用した情報提供サービス並びに通信販売
	<u>業務</u>
(新設)	21. パソコン及び移動体端末向けインターネッ
	トを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、

I	制作及び販売
(新設)	22. コンピュータソフトウェア及びデジタルコ
(10/192)	ンテンツ(テキスト、音声、静止画、動画等)の
	企画、開発、製作、販売、輸出入及び調査、コン
(+r==1.)	サルタント業務
(新設)	23. コンピュータシステムの企画、開発、販売、
	調査、データ処理、保守管理、事務処理の受託、
	及びそれらに関するコンサルタント業務
(新設)	24. 自社の運営するウェブサイト等で集めた会
	<u>員を対象とした情報提供サービスの仲介・斡旋</u>
(新設)	25. インターネット、情報ネットワークで取引
	及び決済、認証するサービスの提供
(新設)	26.インターネットでの商品売買代金の決済業
	務及びその代行
(新設)	27. インターネットを利用した決済処理に関す
	る業務の受託及びその代行
(新設)	28. 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報
	提供業務
(新設)	29. 酒類、食料品、米穀類、医薬品、化粧品、
(VIII)	日用雑貨品の卸売及び通信販売を含む小売業
(新設)	30. 酒類、アルコール、各種飲料水、農畜産加
(4)(184)	工・冷凍食品等の加工製造販売業
(新設)	31.前2号に掲げる商品の輸出入業、代理業及
(**/ 1**/	び仲立業
(並に⇒凡\	
(新設)	32.経営コンサルタント業務
(新設)	33. 商品市場の開発のためのコンサルタント業
/ Jap = = 11 \	務
(新設)	34. 国際間の情報交換によるビジネスコンサル
44	タント業務
(新設)	35. ポスター、カレンダー、パンフレット等の
	印刷物の企画、制作、製造及び販売
(新設)	36. コンピュータ、通信機器、オーディオビジ
	ュアル及びその関連機器の企画、開発、調査、コ
	<u>ンサルティング、販売、斡旋、保守</u>
(新設)	37. 事業間の商品流通促進のためのコンピュー
	タによる仲介及び卸売業務
(新設)	38. 作詞、作曲、歌唱、演奏、音声・映像等に
	関する音楽教室の経営
(新設)	39. 古物商
20. 前各号に付帯関連する一切の業務	 40. 前各号に付帯関連する一切の業務
第2章 株式	第2章 株 式
N = + N N	NOT - NO 24
第3条~第9条(条文省略)	第3条~第9条(現行どおり)
カッネ カッネ (不入日間)	ガロ本 ガロ本 (空目 C 40 7)

第10条(株主名簿管理人) (条文省略)

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条(条文省略)

第3章 株主総会

第12条~第13条(条文省略)

第14条(招集権者及び議長)

<u>株主総会は、取締役社長がこれ</u>を招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条~第18条(条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

第19条(条文省略)

第 20 条(取締役の員数) 当会社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。 (新設)

第21条(取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。

2~3 (条文省略)

(新設)

第10条(株主名簿管理人) (現行どおり)

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受け</u>た取締役が定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条(現行どおり)

第3章 株主総会

第12条~第13条(現行どおり)

第14条(招集権者及び議長)

取締役会においてあらかじめ定めた取締役が株 主総会を招集し、議長となる。

2. <u>前項で定めた取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条~第18条(現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (現行どおり)

第20条(取締役の員数)

当会社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第21条(取締役の選任方法)

取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である</u> 取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2~3 (現行どおり)

4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力 は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の開始の時まで

第22条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期 は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)

第23条(代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、</u> <u>取締役社長各1名</u>、取締役副会長、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を定めることが できる。

第24条(取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除 き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。

2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役 が取締役会を招集し、議長となる。

第25条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取</u> <u>締役及び各監査役に対して</u>発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。

2. <u>取締役及び監査役の全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

とする。

第22条(取締役の任期)

取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期 は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の時まで とする。

(削除)

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条(代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監</u> <u>本等委員であるものを除く。)の中から取締役会</u> <u>長1名、取締役共同社長2名</u>、取締役副会長、取 締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を 定めることができる。

第24条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。

2. <u>前項で定めた取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役に対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. <u>取締役の全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条(条文省略)

(新設)

第27条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条(条文省略)

第29条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 <u>30</u>条(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) (新設)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損 害賠償責任を法令の定める額を限度として限定 する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第31条(監査役及び監査役会の設置)当会社は監査役及び監査役会を置く。

第32条 (監査役の員数) 当会社の監査役は、4名以内とする。

第26条(現行どおり)

第27条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。

第29条(現行どおり)

第30条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第31条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった 者を含む。) の損害賠償責任を、法令の定める額 を限度として、取締役会の決議によって免除する ことができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める額を限度として限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第<u>32</u>条(監査等委員会の設置) 当会社は<u>監査等委員会</u>を置く。

(削除)

第33条(監査役の選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役の任 期の満了する時までとする。

第35条(補欠監査役の予選の効力)

補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

第36条(常勤の監査役)

<u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役を選</u> 定する。

第37条(監査役会の招集通知)

<u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに<u>各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査</u>役会を開催することができる。

第38条(監査役会の決議方法)

<u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合 を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条(監査役会の議事録)

<u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。

(削除)

(削除)

(削除)

第33条(常勤の監査等委員)

<u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等</u> 委員を選定することができる。

第34条(監査等委員会の招集通知)

<u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに <u>各監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催すること ができる。

第35条(監査等委員会の決議方法)

<u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委</u>員の過半数をもって行う。

第36条(監査等委員会の議事録)

<u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第40条(監査役会規程)

<u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規程による。

第41条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第42条(社外監査役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損 害賠償責任を法令の定める額を限度として限定 する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第43条~第45条(条文省略)

第<u>46</u>条(会計監査人の報酬) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u> の同意を得て定める。

第7章 計 算

第47条~第50条(条文省略)

(附則)

(新設)

第37条(監査等委員会規程)

<u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款の ほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u> 規程による。

(削除)

(削除)

第6章 会計監査人

第38条~第40条(現行どおり)

第41条(会計監査人の報酬)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員</u> 会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第42条~第45条(現行どおり)

(附則)

<u>(持株会社体制および監査等委員会設置会社移</u> 行に関する経過措置)

第1条 2024年1月26日開催の臨時株主総会において承認可決された本定款の一部変更は、同臨時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が生ずるものとする。

2. 本条は、前項の効力発生日の経過をもって削除する。